

山形県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づいて、山形県下市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）は、次の条項により、消防相互応援に関して協定を締結し、火災、その他の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、市町村等相互間の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止し、もって安寧秩序を保持することを目的とする。

(応援の区分)

第2条 前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分によって、消防隊、救急隊、その他必要な人員、機器資材（以下「応援隊等」という。）を相互に出動させ、若しくは調達して応援活動させるものとする。

(1) 普及応援

隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に、発生地の市町村長の要請をまたずに出動する応援

(2) 特別応援

市町村の区域内に災害が発生した場合で、発生地の市町村長等の要請に基づいて他の市町村等の長が応援隊等により行う応援

(特別応援の要請)

第3条 特別応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにし、とりあえず電話、その他の方法により要請し、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の概況及び応援を要請する事由

(2) 応援を要請する応援隊等の種類及び数

(3) 活動内容及び集結地

(4) 現地総指揮者及び誘導員の氏名

(5) その他必要事項

(応援隊等の派遣)

第4条 応援隊等の派遣は、次の各号により、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲においてただちに行うものとする。

(1) 普通応援は、原則として1隊(消防ポンプ自動車1台)とする。ただし火災の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。

(2) 特別応援は、市町村等の長が要請の内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊等の規模を決定するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊等を派遣するときは、その長及び規模、出発時刻、集結地到着予定時刻、その他必要事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮等)

第5条 応援出動した応援隊は、受援地の現地本部総指揮者の指揮のもとに行動するものとする。

2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

第6条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

(図面の備え付)

第7条 現地本部には、防火水そう、道路、主要官公庁建物及び危険地帯(危険物製造所、同貯蔵所等)を明示した図面を備えなければならない。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費等は、次によるものとする。

(1) 応援のために要した燃料、機械器具の小破損修理及び被服の補修等経費は応援を行った市町村等の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立替えたもの及び応援活動が長時間にわたり補食を要した場合は、応援を受けた市町村等において現物により又は経費を負担してこれを行うものとする。

(2) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町村等の負担とする。

ただし、災害地において行った救急治療の経費は、応援を受けた市町村等の負担とする。

(3) 応援隊員が応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた市町村等がその賠償の責に任ずる。

ただし、災害地への出勤若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

(4) 応援出動手当は、応援を行った市町村等の負担とする。

(5) 前各号以外の経費の負担については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(効力の発生及び旧協定の廃止)

第11条 この協定は、昭和53年4月1日から効力を発生するものとし、現在締結している県内市町村等間の相互応援協定は、本協定効力発生の日をもって廃止するものとする。

この協定を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

昭和53年3月10日

協定者

市町村長等

氏

名

(連

署)

山形県消防広域応援隊に関する覚書

(目的)

第1条 大規模若しくは特殊な災害が発生した場合、山形県広域消防相互応援協定書に基づく消防隊、救急隊等の応援を効果的かつ迅速に行うため、山形県下の消防本部は、「山形県消防広域応援隊」(以下「広域応援隊」という。)を編成する。

(広域応援隊の編成)

第2条 広域応援隊は、指揮支援隊、消火隊、救急隊、救助隊、化学隊、特殊隊、後方支援隊により編成する。
2 指揮支援隊は、現地本部総指揮者の支援を行うものとし、山形県消防長会会長・副会長消防本部(以下「正副会長消防本部」という。)があたる。
3 各消防本部ごとの応援隊、応援費機材は別に定める。

(情報連絡体制)

第3条 応援を円滑に行うため、あらかじめ情報連絡窓口を定め、連絡調整は正副会長消防本部が行う。

(訓練)

第4条 広域応援隊による災害時の活動が円滑に行なわれるよう山形県総合防災訓練等で随時訓練を行う。

(調整会議)

第5条 広域応援隊の円滑な運用を図るため、適宜調整会議等を開催する。

2 平常時の連絡調整を行う消防本部は次のとおりとする。

- (1) 代表幹事 山形県消防長会会長消防本部
- (2) 幹事 同副会長消防本部

(その他)

第6条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

この覚書の確実を期するため、山形県生活福祉部長を立会人とし覚書を締結し、本書16通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成7年11月14日

覚書者

消 防 長 氏 名 ㊟

(15 消防長連署)

立会人

山形県生活福祉部長 氏 名 ㊟

海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書

領海内における船舶（消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。）の火災について、海上保安官署と消防機関が協力し、円滑に消火活動を行なうため、両機関が締結する業務協定の基本を次のとおり定める。

1 次に掲げる船舶の消火活動は主として消防機関が担任するものとし、海上保安官署はこれに協力するものとする。

(1) ふ頭又は岩壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶

(2) 河川湖沼における船舶

上記以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、消防機関はこれに協力するものとする。なお、現地の実情に応じて両者の協議により上記(1)及び(2)以外の船舶の消火活動について特別の定めをすることができる。

2 船舶の火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、海上保安官署と消防機関が協議して、これを行なうものとする。

3 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

4 海上保安官署又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

5 海上保安官署又は消防機関が、単独で船舶の火災の消火に従事したときは、すみやかに、そのてん末を相互に連絡するものとする。

6 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議の上定めるものとする。

7 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行なうため、海上保安官署及び消防機関は地方防災会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行なうものとする。

(1) 情報及び資料の交換

(2) 消火活動要領の作成

(3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

昭和43年3月29日

海上保安庁長官 亀山 信郎

消防庁長官 佐久間 彊

船舶火災の消火に関する酒田海上保安部と酒田市消防本部との業務協定

(目的)

第1条 この協定は、領海内における船舶の火災について酒田海上保安部と酒田市消防本部が協力し、円滑に消火活動を行なうため、昭和43年3月29日海上保安庁と消防庁との間に締結された「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づきその細部について定める。

(協定区域)

第2条 この協定の区域は、酒田市が消防責任を負う領海(陸地より3カイリ以内の海)及び酒田港内全水域とする。

(消火活動の担任区分)

第3条 次に掲げる船舶の消火活動は主として酒田市消防本部(以下「消防本部」という)が担任するものとし、酒田海上保安部(以下「海上保安部」という)は、これに協力するものとする。

1. ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
2. 河川における船舶

上記以外の船舶の消火活動は主として海上保安部が担任し、消防本部はこれに協力するものとする。

(火災原因及び損害の調査)

第4条 船舶の火災原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、次によるものとする。

1. 上架又は入渠中の船舶又は河川における船舶の火災は消防本部が行なう。
2. 前項に掲げる船舶以外の船舶の火災は海上保安部が行なう。

(情報等の交換)

第5条 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況、停泊期間等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる場合、その資料及び情報について相互に交換するものとする。

(船舶火災の相互通報義務)

第6条 海上保安部又は消防本部は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨電話通報するものとする。

2. 海上保安部又は消防本部が単独で船舶の火災の消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

(費用の負担)

第7条 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議の上定めるものとする。

(大型タンカー等の事故対策)

第8条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行なうため、海上保安部及び消防本

部は、酒田市地域防災計画に基づき、おおむね次の事項について連絡調整を行なうものとする。

1. 情報及び資料の交換
2. 消火活動要領の作成
3. 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

第9条 この業務協定の遂行に万全を期するため、他協力団体については相互に連絡調整を行なうものとする。

附 則

1. この協定は、昭和43年7月10日より実施する。
2. 昭和28年4月1日より実施の「酒田海上保安部と酒田市消防署との業務協定」は廃止する。
3. この協定は、正本2通を作成し、当事者各1通を保有する。

酒田海上保安部長 多 羅 尾 豪

酒 田 市 消 防 長 市 川 勝